

社団法人富山県自動車整備振興会定款

第 1 章 総 則

(目 的)

第1条 この会は、自動車の整備に関する設備の改善及び技術の向上を促進し、並びに自動車の整備事業の業務の適正な運営を確保するとともに、会員相互の連絡を緊密にすることを目的とする。

(名 称)

第2条 この会は、社団法人富山県自動車整備振興会という。

(主たる事務所)

第3条 この会の主たる事務所は、富山市に置く。

(この会の地区)

第4条 この会の地区は、富山県一円とする。

第 2 章 事 業

(事 業)

第5条 この会は、第1条の目的を達するため、左に掲げる事業を行う。

- (1)この会としての意見を公表し、又は適当な行政庁に申し出ること。
- (2)必要な調査研究を行い、統計を作成し、資料を収集し、若しくはこれらを公刊し、又は情報を提供し、若しくはあつ旋すること。
- (3)講演会、講習会又は展示会を開くこと。
- (4)自動車の整備又は整備事業に関し、自動車の使用者等の苦情を処理し、又はその相談に応じること。
- (5)自動車の整備に関する技術の向上及び自動車の整備事業の業務の運営の改善に関し、自動車分解整備事業者等の相談に応じ、又はこれらの者を指導すること。
- (6)自動車の整備についての普及啓蒙広報に関すること。
- (7)会員の親交並びに相互の啓発向上に関すること。
- (8)自動車登録番号標交付代行業務を行う。
- (9)自動車登録番号標封印取りつけ委託業務を行う。
- (10)その他この会の目的を達するために必要な事項。

第 3 章 会 員

(会員となることができる者)

第6条 左に掲げる者は会員となることができる。

(1)この会の地区内に住所又は事業場を有し、自動車の整備に関係ある事業を営む者及びこれらの者をもって組織する団体。

(2)この会の趣旨に賛同する者であって理事会の決議を経たもの。

(入会の申込)

第7条 この会に入会しようとする者は、入会申込書を提出するものとする。

(入会金及び会費の納入等)

第8条 会員は、総会において別に定めるところにより、入会金及び会費を納めなければならない。

2. 既納の入会金及び会費は、返還しないものとする。

(臨時会費)

第9条 この会は会の運営上特に必要と認めるときは、総会の決議を経て、会員から臨時会費を徴収することができる。

(会員の資格)

第10条 会員の資格は、入会金を納め、且つ、会員名簿に登録されたときから生ずる。

(議決権等)

第11条 会員は、各々一個の議決権を有する。

第12条 会員はこの会の事業及び財産の状況について理事に説明を求めることができる。

(退 会)

第13条 退会しようとする者は、退会届を提出しなければならない。

(除 名)

第14条 会員で左の各号の一該当する者は、総会の決議によって除名することができる。

(1)この会の名誉をけがし、又は信用を失うような行為があったとき。

(2)定款若しくは規則を守らず、又は決議を無視する行為があったとき。

(3)6箇月以上会費の納付を怠ったとき。

2. 除名は、除名した会員にその旨通知をしなければ、これをもってその会員に対抗することができない。

3. 除名された者は、除名された日から一年間この会の会員となることができない。

(権利の喪失)

第15条 退会した者又は除名された者は、会員としての一切の権利を失い、すでに納付した金銭その他この会の資産に対して何等の請求をすることができない。

第 4 章 役 員

(役 員)

第16条 この会に左の役員をおく。

会 長 1名
副 会 長 5名
専務理事 1名
常務理事 1名
理 事 35名以上 41名以内(会長、副会長、専務理事及び常務理事を含む。)
監 事 4名以内

2. 監事以外の役員を民法上の理事とし監事を民法上の監事とする。

(役員を選任)

第17条 理事及び監事は、総会において会員のうちから選任する。但し、総会で必要と認められたときは、会員以外から理事2名以内及び監事1名を選任することができる。

2. 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事の互選とする。

(役員職務)

第18条 会長は会務を総理する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を行う。

3. 専務理事は、会長の命を受けて会務を掌理し、会長及び副会長に事故あるときは、その職務を行う。

4. 常務理事は、専務理事を補佐し、専務理事に事故あるときは、その職務を行う。

(会の代表権)

第19条 会長又は副会長はこの会を代表する。

(役員任期)

第20条 役員任期は就任後第2回目の通常総会終結のときまでとする。但し、重任をさまたげない。

2. 補欠で選任された役員任期は前任者の残任期間とする。

3. 役員は任期満了後であっても、後任者が就任するまでは引き続きその職務を行うものとする。

(顧問、相談役)

第21条 この会に顧問及び相談役をおくことができる。顧問及び相談役は理事会の決議により会長が委嘱する。

2. 顧問及び相談役は、この会の重要事項に関して会長の諮問に応じる。

第 5 章 会 議

(会 議)

第22条 会議は、総会及び理事会とする。

2. 会議はすべて会長が招集し、議長となる。

(総 会)

第23条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2. 通常総会は毎事業年度終了後2ヶ月以内に、臨時総会は会長が必要と認めたときに招集する。
3. 会員が総会員の5分の1以上の同意を得て会議の目的である事項を示して請求したときは会長はその日から30日以内に臨時総会を開催しなければならない。

(総会の招集)

第24条 総会の招集は、会議の目的となっている事項、日時及び場所を示した書面で開催の7日前迄に会員に通知しなければならない。

(総会に附議する事項)

第25条 左の事項は、総会の決議を経なければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) この会の解散及び清算人の選任
- (3) 役員を選任及び解任
- (4) 事業計画及び収支予算の決定
- (5) 事業報告及び収支決算の承認
- (6) 入会金、会費の額及び徴収の方法
- (7) 臨時会費の徴収
- (8) 会員の除名
- (9) その他この会の運営上特に重要な事項

(総会の決議方法)

第26条 総会は、総会員の過半数の出席により開催し、議事は、出席会員の過半数で決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。但し、前条第1号及び第2号については総会員の過半数出席し、出席会員の3分の2以上の多数によって決議する。

(議決権の行使)

第27条 会員は議決権の行使を会員である代理人に委任し、又は書面で行うことができる。但し、代理人は会員の委任状を提出しなければならない。

(議 事 録)

第28条 この会には議事録を備えなければならない。

2. 議事録には左に掲げる事項を記載して議長及び監事並びに役員以外の出席会員2名以上が署名押印し、保存するものとする。
 - (1) 総会開催の日時及び場所
 - (2) 会員の総数及び出席会員数

(3) 議事の項目

(4) 議事の経過及びその結果

(理事会)

第29条 理事会は監事以外の役員で組織し、会長が必要と認めたときに開催する。

2. 会長は特に必要と認めたときは、理事会に監事の出席を求めることができる。

(理事会に附議する事項)

第30条 理事会は、次の事項を決議する。

(1) 会務の執行に関する事項

(2) 総会から委任された事項

(3) 総会に提出する議案

(4) 総会を開く暇がない場合における緊急事項の処理

(5) 第6条第2号、第21条及び第32条に関する事項

(6) その他重要な事項

2. 前項第4号の決議事項は、次の総会においてその承認を得なければならない。

(理事会の決議方法)

第31条 理事会は、理事の過半数が出席して開催し、議事は、出席理事の過半数で決定する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

2. 第28条の規定は理事会についてこれを準用する。

(部会及び委員会)

第32条 会長が必要と認めるときは、理事会の決議を経て各種の部会及び委員会を設けることができる。

第 6 章 会 計

(会計年度)

第33条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(会計)

第34条 この会の経費は、入会金、会費、寄附金及びその他の収入をもって充てる。

2. 毎会計年度の決算において剰余金が生じたときは、翌年度に繰り越すものとする。

(監査)

第35条 会長は、毎会計年度の終了とともに、左に掲げる書類を作り通常総会の開催日の10日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

(3) 貸借対照表

(4)財産目録

第36条 監事は、前条の書類を受理したときはこれを監査し意見書を附して会長に報告しなければならない。

2. 会長は、前条の書類及び前項の監事の意見書を総会に提出して承認を得た後、これを主たる事務所に備えつけなければならない。

第 7 章 解 散

(清 算 人)

第37条 解散のときの清算人は、総会の決議を経てこれを決める。

(残余財産の処分)

第38条 解散のときの残余財産の処分の方法は、総会の決議を経て中部運輸局長の許可を得なければならない。

第 8 章 定款の変更

(定款の変更)

第39条 この定款の変更は、第26条但書による決議を経て、中部運輸局長の認可を得なければ、その効力を生じない。

第40条 前条の場合において、総会は中部運輸局長から条文の修正を指示されたときにおけるその決定を理事会に委任することができる。

2. 理事会が前項の委任によって修正したときは次の総会にその旨を報告しなければならない。

附 則

第41条 この会の設立の最初の通常総会は、設立総会をもってこれに代える。

第42条 この会の設立の当初の役員任期は、次の年度の通常総会の時までとする。

第43条 この会の設立の当初の会計年度は、設立の日から始まる。

本定款は主務官庁の認可の日より施行する。

○昭和26年10月 3日付 (官文第1118号)

設立認可

○昭和33年11月 4日付 (名陸総第750号)

一部変更 (第8条第2項)

○昭和35年10月 8日付 (官文第1043号)

一部変更 (第16条第1項)

- 昭和36年 6月 1日付 (名陸総第382号)
一部変更 (第8条第2項)
- 昭和38年 6月 1日付 (名陸総第512号)
一部変更 (第8条第2項)
- 昭和39年 7月23日付 (官政第869号)
一部変更 (第16条第1項)
- 昭和42年 6月12日付 (名陸総第719号)
一部変更 (第16条第1項)
- 昭和46年 8月10日付 (名陸総第8172号)
一部変更 (第5条、第8条第2項、第16条第1項)
- 昭和47年 8月11日付 (名陸総第8178号)
一部変更 (第21条)
- 昭和48年 7月12日付 (名陸総第8137号)
一部変更 (第8条第2項)
- 昭和51年 7月16日付 (名陸総第8180号)
一部変更 (第8条第1項、第8条第2項、第17条第1項、第17条第2項及
び第18条第4項)
- 昭和57年 6月30日付 (名陸総総第344号)
一部変更 (第16条第1項)
- 昭和58年 7月 4日付 (名陸総総第331号)
一部変更 (第1条、第5条、第38条、第39条及び第40条第1項)
- 昭和61年 6月27日付 (中運総総第126号)
一部変更 (第38条、第39条及び第40条第1項)
- 平成 9年 7月 8日付 (中運総総第95号)
一部変更 (第17条第1項)
- 平成11年 6月 8日付 (中運総総第85号)
一部変更 (第16条第1項)
- 平成13年 6月19日付 (中運総総第58号)
一部変更 (第20条第1項)